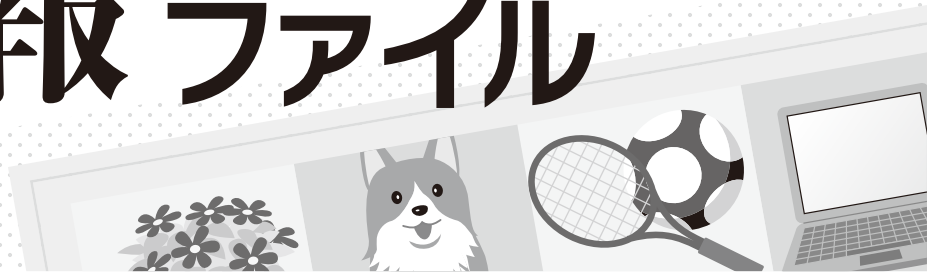


情報ファイル

information file



国保

**国民健康保険税
第5期納期限は
11月30日(金)です**

国民健康保険税（国保税）は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。かならず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関または、コンビニなどに出向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

申込用紙は、金融機関か市役所の窓口にあります。通帳と通帳に使用している印鑑を持参し、手続きをしてください。

なお、口座振替を利用している方は、残高を確認してください。

問合せ先

岡市民窓グループ

☎52111111（内線261）

262

**忘れていませんか
退職後の
健康保険の届け出**

各職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

職場の医療保険をやめて、国保に加入する場合、職場の医療保険をやめた日から、国保に加入することとなります。

手続きは、忘れずに14日以内に行ってください。

なお、届け出が遅れると、さかのぼって保険税を支払うことになり、また、届け出日より前の医療費は保険適用になりません。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、他の市町村から転入した月をいいます。

たとえば、一昨年の3月に会社を退職した方が、病院にかかりたいために、国保加入の届け出をしたときは、届け出をした月からの保険税からではなく、一昨年の3月にさかのぼって（最高3年）保険税の納付が必要となります。

なお、この場合は、届け出日

より前の医療費については、全額自己負担となります。

問合せ先

岡市民窓グループ

☎52111111（内線261）

262

年金

**国民年金保険料
納付案内を行う
事業者が変わりました**

日本年金機構では、国民年金保険料に未納がある方に対して、納付の案内などを民間事業者へ委託して行っています。

10月からの受託事業者は、日立トリプルウィン㈱です。

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、右記受託事業者から電話・文書・戸別訪問などにより納付や免除等申請手続きの案内を行う場合があります。

受託事業者

日立トリプルウィン㈱

☎0120-2111231

☎0221-2117401

問合せ先

刈谷年金事務所国民年金課

☎2112159

善意をありがとうございました
(敬称略)

社会福祉協議会へ
中部電力(株)碧南サービ
スステーション従業員同
市へ
社
トヨタ車体精工株式会



保存版 高浜市にお住まいの皆様限定

もし、お金が戻ったら...

100人いれば、100通りの解決方法がある

赤野事務所では、相談者様1人1人の内容をよく聞き取り、適切な解決方法をご提案いたします。

ケース1 過払金返還請求
過去に借り入れをして、完済した事はありませんか？

ケース2 任意整理・破産・個人再生
借り入れをして、何年も返済で苦しんでませんか？

他、不動産登記・法人登記・訴訟代理・相続問題等

まずはお気軽にお電話ください。

今なら相談無料
午前9時～午後7時(土日祝可)
赤野事務所(岐阜)

0120-316-830

http://akano-law.com

※可法書上法第3条に定める代理権は、訴訟額の140万円以内です。